

議案第74号

木津川市組織条例の一部改正について

木津川市組織条例（平成19年木津川市条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

こどもから若者までの施策を総合的に企画調整し、迅速かつ効果的・効率的に推進する体制の強化及び持続可能な行財政運営を目的に、デジタルを最大限活用した公共サービス等の維持・強化を図るため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市組織条例の一部を改正する条例（案）

木津川市組織条例（平成19年木津川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(組織の設置及び事務分掌)	(組織の設置及び事務分掌)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第 67号）第158条第1項の規定に基 づき、市長直轄組織及び部を置き、次 のとおり市長の権限に属する事務を分 掌させる。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第 67号）第158条第1項の規定に基 づき、市長直轄組織及び部を置き、次 のとおり市長の権限に属する事務を分 掌させる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 企画戦略部 ア～サ (略)	(2) 企画戦略部 ア～サ (略)
<u>シ 行財政改革に関すること。</u>	
(3) 総務部 ア～カ (略)	(3) 総務部 ア～カ (略)
<u>キ～シ (略)</u>	<u>キ 行財政改革に関すること。</u>
(4) (略)	(4) (略)
(5) 健康福祉部 ア 生活保護、障害者福祉、高齢者 福祉その他社会福祉に関すること	(5) 健康福祉部 ア 生活保護、障害者福祉、高齢者 福祉、 <u>母子福祉、児童福祉</u> その他

<p><u>(母子福祉、児童福祉に関することとを除く)。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p><u>才・カ</u> (略)</p> <p><u>(6) こども未来部</u></p> <p>ア <u>こども若者政策に関すること。</u></p> <p>イ <u>幼児教育・保育に関すること。</u></p> <p>ウ <u>こども家庭センターに関すること。</u></p> <p>エ <u>母子福祉、児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>社会福祉に関すること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ <u>こども政策に関すること。</u></p> <p>カ <u>幼児教育・保育に関すること。</u></p> <p>キ <u>こども家庭センターに関すること。</u></p> <p>ク・ケ (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第74号 木津川市組織条例の一部改正について				
担当課	学研企画課 企画広報係				
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	こどもから若者までの施策を総合的に企画調整し、迅速かつ効果的・効率的に推進する体制の強化及び持続可能な行財政運営を目的に、デジタルを最大限活用した公共サービス等の維持・強化を図るため、所要の改正を行うものです。				
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署と協議・検討を行い、改正案を策定。 ・調整会議（11月6日） ・政策会議（11月8日）書面による政策決定 				
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり			
	政策分野	17 行財政運営			
	施策	⑤ 組織・人材育成 ア. 組織・機構の強化			
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)				
将来にわたる効果及び 経費の状況	市民サービスの向上や、特色・魅力あるまちづくりを推進するとともに、限られた人員を最大限に活用することで、より効率的な組織機構の構築を図ります。				